

別冊

# 台風19号の被害状況と被災者支援制度

10月12日から13日にかけて日本を直撃した、大型で猛烈な台風19号。関東地方や甲信地方、東北地方において広範囲で長時間にわたる記録的な大雨となり、各地に大きな爪痕を残しました。鹿沼市でも、河川の決壊や土砂崩れなどによって多くの被害が発生しました。



鹿沼市長  
佐藤 信

今回の災害により、誠に残念ながら2人の尊い命を失ってしまいました。心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された市民の皆様にお見舞い申し上げます。

また、いち早く対応に当たっていただいた各自治会、消防団、各種団体の皆様や、被災者支援の現場で大きな力を発揮していただいた自衛隊の皆様には心から感謝申し上げます。さらに、市内外から多くのボランティアの皆様が駆け付け、復旧に向け力を合わせてくださっていること、そして足立区、墨田区、愛媛県西予市、新潟県見附市、日光市など、県内外からも温かいご支援をいただいていることにも重ねて感謝申し上げます。

市といたしましては、被害の現状調査と被害に遭われた皆様への支援に全力をあげて当たっているところであります。被災された皆様の生活を一日も早く取り戻すために、復旧・復興に向けた事業を最優先に進めてまいります。ご理解ご協力をお願いいたします。

# 台風19号被災者への支援

## 家屋被害の程度による被災者支援策について

台風19号により住宅が被害を受けた人を対象に、「被害認定調査」を実施し、「り災証明書」を発行します。  
市では、「り災証明書」の家屋の被害の程度に応じて、さまざまな支援策を用意していますので、ぜひご活用ください。

### り災証明書の発行

税務課 ☎(63)2113・2161

り災証明書は、災害により被災した住家の「被害の程度」を証明するもので、被災者支援策などを受ける際に必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

## ●台風19号による家屋被害への市支援策一覧

制度の名称	被災者生活 再建支援制度	住宅の 応急修理	被災住宅 復旧支援 事業補助金	災害見舞金 (詳しくは下記を ご覧ください)	市税の減免		
					固定資産税	市民税	
対象(住宅・非住宅の別)	住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ	住家	非住宅含む	住宅のみ	
所得制限の有無	無	有	無	無	無	有	
被害の 程度	全壊(・解体)	○			○	○	
	大規模半壊	○	○		○	○	
	半壊	△※	○	○	○	○	
	一部 損壊	10%以上	○	○	○		○
		10%未満		○	○		
	床上浸水			○	○		○
床下浸水			○	○			
問い合わせ	財政課 ☎(63)2151	建築課 ☎(63)2217		厚生課 ☎(63)2257	税務課 ☎(63)2161	税務課 ☎(63)2112	

※△については、半壊家屋を解体した場合のみ対象となります。

## 災害見舞金を支給します

厚生課 ☎(63)2257

被害を受けた住家の居住世帯に見舞金を支給します。り災証明交付情報等に基づき対象者へ申請書を郵送しますので、ご確認ください。

被害の程度	被害認定調査	見舞金額(上限額)
床下浸水	一部損壊	1万円
床上浸水	一部損壊	10万円
	一部損壊(準半壊)	10万円
	半壊	30万円

※申請書は順次郵送します。12月20日(金)までに申請書が手元に届かない場合は、厚生課までご連絡ください。

※住宅応急修理制度または被災者生活再建支援制度を利用した場合は、見舞金の支給はありません。

## 林業者への支援策

林政課 ☎(63)2186

### 1. 林道(復旧・修繕の依頼)

路線ごとに管理者が分かれているため、市が現地を確認の上、管理者に状況を伝えます。ご連絡ください。

### 2. 特用林産物(原木・菌床しいたけ栽培)

- ・代替作付け用の原木や種菌、菌床の購入を補助します。
- ・被災した収穫直前のきのこの片付け作業費を補助します。
- ・栽培施設や修繕・再取得については、国等の補助を受けられる場合があります。

### 3. 治山施設(山林または山林付近の土砂崩れ、山林からの土砂の流出など)

治山関係事業は県の所管になるため、市が現場を確認の上、県に復旧の要請を行います。ご連絡ください。

## 被害認定調査を実施しています

床上浸水の人(すでに「り災証明書」を取得した人も含む)を対象に、「被害の程度(全壊・半壊等)」を判定するため、市職員が順次訪問し、国の指針に基づき被害認定調査を実施しています。すでに「り災証明書」を取得した人は、床上・床下の区分のみで「り災証明書」を発行していますが、被害認定調査を行いながら、被害の程度を含んだ「り災証明書」の再発行手続きを行います。調査を行った人には、準備が整い次第、証明書を送付します。

保険料(税)の減免			医療保険の 窓口負担の 減免措置	介護保険サー ビスの窓口負 担の減免措置	保育料の 減免	公共料金・使用料等の特別措置	
国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料				水道料金	下水道使用料
住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ
無	無	無	無	無	無	無	無
○	○	○	○	○	○(100%)		
○	○	○	○	○	○(50%)		
○	○	○	○	○	○(50%)		
			○	○			
○	○	○	○	○	○(30%)	○	○
税務課 ☎(63)2117			保険年金課 ☎(63)2166	介護保険課 ☎(63)2283	保育課 ☎(63)2174	水道業務課 ☎(65)3141	下水道課 ☎(65)3697

## 農業者への支援策

農政課 ☎(63)2191

### 1. 土地改良施設の被災や農地(施設内を除く)の土砂堆積・流失

被災農業者から、土地改良区や水利組合(ない場合は農政課)へ報告後、農政課が調査の上、復旧事業について判断します。

### 2. 農地に流入したごみについて

自治会ごとに集積場所を指定し、そちらに持ち込んでください。農政課が収集対応します。

### 3. 被害を受けた農業用施設や機械の再取得および修繕(営農継続を要件とする)

農業用施設・機械の修繕および再取得、施設に流入した土砂等の撤去に対し、国等の補助が受けられる場合があります。

### 4. 農作物の被災について

県の農漁業災害対策特別措置が実施された場合、被害の程度により、各種補助や、融資の利子補給が受けられます。

## 商工業者への支援策

産業振興課 ☎(63)2182

### 1. 災害復旧の市制度融資について

資金の申し込みは、直接、取り扱い金融機関(足利銀行・筑波銀行・鹿沼相互信用金庫・栃木銀行の市内各本支店と商工組合中央金庫宇都宮支店)で行ってください。

### 2. 被災施設等復旧支援事業補助金(利子補給)について

災害復旧のために以下の融資を利用した中小企業を対象に、利子補給を実施します。

- ・市制度融資[緊急経営対策特別資金]
- ・県制度融資[経営安定資金(基盤強化融資(罹災対策))]
- ・日本政策金融公庫が行う災害復旧貸付のうち事業の用に供するもの

